

**令和 5 年度
札幌市保育支援者
配置補助事業**

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部

保育推進課

目 次

1 制度概要	1
2 申請手続	2
3 交付決定の取消し等	4
4 F A Q	5
5 各種様式.....	6

1 制度概要

(1) 趣旨

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育士資格を有しない者に限る）を、保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的とする。

(2) 補助交付対象事業者

次のア・イのいずれの要件にも該当する事業者を対象とする。

ア 札幌市内に所在する「認可保育所」、「保育所型認定こども園」、「幼保連携型認定こども園」「地域型保育事業所」を経営している事業者。

対象施設種別		
認可保育所	認定こども園	地域型保育事業所
●	▲ 保育所型・幼保連携型のみ対象	●

イ 補助交付対象者（下記の **補助交付対象者** を参照）を配置した事業者。

(3) 補助交付対象者

保育士資格を有しない者（保育支援者）であり、次のア～エいずれかの業務に従事する者を対象とする。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃

イ 給食の配膳及びあとかたづけ

ウ 寝具の用意及びあとかたづけ

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

オ その他保育士の負担軽減に資する業務

(4) 補助交付要件

次に定める要件すべてに該当する補助対象事業者を対象とする。

ア 平成 31 年 4 月 1 日以後、新たに補助交付対象者を配置したこと。

イ 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する事業所は、札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に

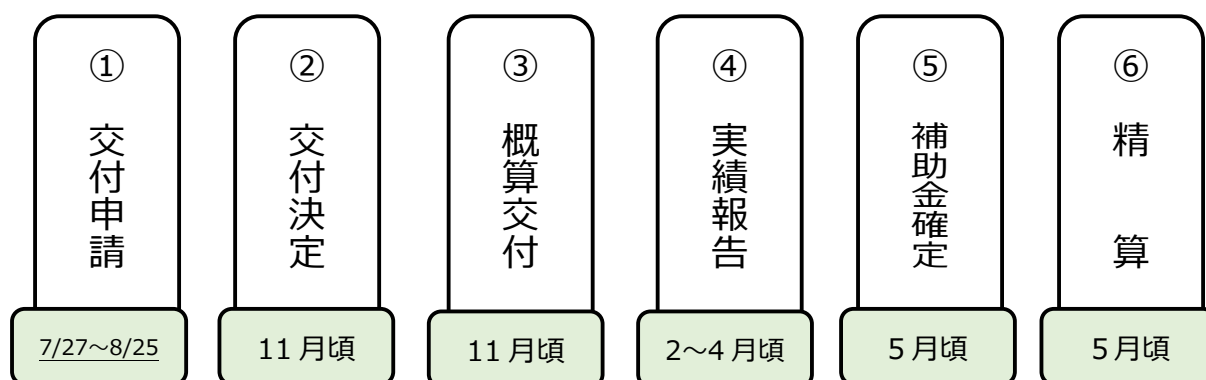
関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。

(5) 補助金の交付額と対象となる経費等

- ア 月毎に計算する(1人あたりの月額：月の勤務時間（休憩時間含む）× 450 円)
（1施設あたりの上限 10 万円）
- イ 対象者に係る報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費役務費、委託料その他市長が適当と認める経費。

2 申請手続

(1) 申請の流れ



※提出書類の審査内容等により、追加の書類提出をご依頼する場合があります。

(2) 提出様式や添付書類など

① 申請

補助対象事業者から札幌市へ、下記の書類を提出する。

【 提出書類 】

様式名	札幌市様式を定めているもの
・令和5年度札幌市保育支援者配置補助事業申請書	○（様式1）
・雇用証明書（補助対象者分）	○（様式2）
・札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書	○（様式3）

【 提出時期 】

令和5年7月27日（木）～令和5年8月25日（金）

② **交付決定**

札幌市から補助対象事業者へ、交付を決定したときは「令和5年度札幌市保育支援者配置補助事業交付決定通知書」を、交付しないことを決定したときは「令和5年度札幌市保育支援者配置補助事業却下決定通知書」を通知する。

【 **通知時期** 】

令和5年11月頃

③ **概算交付**

交付決定後、札幌市から補助対象事業者へ概算交付する。

【 **概算交付時期** 】

令和5年11月頃

④ **実績報告**

補助交付を受けた事業者は、「令和5年度札幌市保育支援者配置補助事業実績報告書」を提出する（実績報告に必要な書類については、別途ご連絡いたします）。

【 **提出時期** 】

令和6年3月中旬～令和6年4月上旬

⑤ **補助金額確定**

札幌市が、補助交付対象事業者から「令和5年度札幌市保育支援者配置補助事業実績報告書」の提出を受けた後、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定する。その結果について、札幌市から補助対象事業者に対し、「令和5年度札幌市保育支援者配置補助事業交付確定通知書」により通知する。

【 **通知時期** 】

令和6年5月頃

⑥ **精算**

補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、札幌市から補助対象事業者に対し確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させる。

3 交付決定の取り消し等

(1) 取消し ※補助金額の確定後においても適用とする。

事業者が、次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取り消す。

ア 補助条件に違反したとき

イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき

エ その他市長が補助することを不相当と認めたとき

(2) 返還

交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還するものとする。

(3) 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部または一部を納付しない場合、同種の事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺する。

4 札幌市保育支援者配置補助事業 FAQ

Q 1 保育支援者について、潜在保育士等が保育士職として復職するに当たり、現場に慣れるため、一定期間、保育の周辺業務に従事する期間において、補助を受けることは可能か？

保育士資格を有しているため、補助の対象となりません。

Q 2 人件費のため年度当初に補助金を交付してほしいが可能か。また、補助申請のスケジュールや頻度は。

補助金の交付時期やスケジュールについては、毎年度札幌市よりお知らせしており、年度当初に交付することはできません。

Q 3 子ども達の外遊びや遠足等の付き添い等といった、指定業務以外の業務に従事させた場合は補助対象外となるか？

指定業務以外の業務に従事していても、補助交付対象者の要件として指定している業務に従事していれば、補助交付対象者となります。

Q 4 幼稚園型など、保育所型と幼保連携型以外の認定こども園は対象外か。

この事業は、国が制定した保育士確保施策メニューにおける「保育体制強化事業」の要綱に準拠しており、札幌市においても、保育所型と幼保連携型認定こども園のみを補助交付対象としております。

Q 5 一度補助対象となった者は、翌年度以降も引き続き対象となるか。それとも、配置された年度限定のものか。

次年度以降の予算額にもよりますが、補助要件を満たしていれば、補助対象となった年度以降も引き続き対象となる見込みです。

Q 6 実施計画書（様式 3）は、すべての項目を記載する必要があるのか。また、複数の保育支援者を配置する場合はどのように記載すれば良いか。

実施計画書（様式 3）はすべての項目を記載してください。複数の保育支援者を配置した場合でも 1 部の提出で結構です。

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先)

札幌市長

住所
申請者
氏名

令和5年度札幌市保育支援者配置補助事業費補助金交付申請書

札幌市保育支援者配置補助事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、必要書類を添えて、当該補助金の申請をいたします。

記

- 1 補助対象施設名 _____
- 2 補助金申請額 _____ 金 _____ 円

様式2

札幌市長 様

令和 年 月 日

住所

氏名

令和5年度雇用証明書

当該雇業者の就労内容について、下記のとおり証明します。

対象者氏名	(フリガナ)	生年月日 (西暦)	年 月 日
採用年月日 (西暦)	年 月 日	主な業務内容	
勤務場所	施設名	0	
	所在地	(〒 -)	
雇用形態 (該当に☑、 必要事項を 記入)	<input type="checkbox"/> (1)正規雇用		
	<input type="checkbox"/> (2)臨時雇用		
	<input type="checkbox"/> (3)パート雇用		
	<input type="checkbox"/> (4)その他()		
	※ (2)~(4)の場合は下記を記入		
	<input type="checkbox"/> 期間の定めなし		
	<input type="checkbox"/> 期間の定めあり		年 月 日まで
保育士資格	無		

(様式3)

令和 年 月 日

札幌市長 様

住所

施設名等

札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書

1 保育支援者の業務内容等

保育支援者の業務内容、保育士の業務負担が軽減される内容

	業務内容等
<input type="checkbox"/>	保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃
<input type="checkbox"/>	給食の配膳及びあとかたづけ
<input type="checkbox"/>	寝具の用意及びあとかたづけ
<input type="checkbox"/>	外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
<input type="checkbox"/>	その他保育士の負担軽減に資する業務【具体的内容を記載】

2 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組み

職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組項目、その具体的な方法・目標設定

	取組項目	具体的な方法	目標設定
<input type="checkbox"/>	職員の時間外勤務の縮減		
<input type="checkbox"/>	職員の休暇取得の促進		
<input type="checkbox"/>	職員の仕事と家庭の両立の推進		
<input type="checkbox"/>	職員の働きやすさの確保のための環境整備		
<input type="checkbox"/>	施設の安全・衛生管理の確保		
<input type="checkbox"/>	その他【具体的内容を記載】		

札幌市保育支援者配置補助事業費補助金交付要綱

(令和元年 10 月 1 日子ども未来局長決裁)

一部改正令和 2 年 3 月 1 日

一部改正令和 2 年 6 月 30 日

一部改正令和 3 年 4 月 1 日

一部改正令和 4 年 6 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育士資格を有しない者に限る。以下「保育支援者」という。）を、保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、もって保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的として行われる「札幌市保育支援者配置補助事業」について、「保育人材確保事業の実施について（平成 31 年 3 月 29 日子発 0329 第 17 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別添 7「保育体制強化事業実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、次条以下の補助要件に該当し、かつ補助することが必要と認められる補助交付対象事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助交付対象事業者)

第 3 条 この要綱において、補助の対象とする事業者（以下「事業者」という。）は、札幌市内に所在する次の各号の事業所のうち、次条に定める補助交付対象者を雇用した事業所（以下「事業所」という）の設置者をいう。

- (1) 児童福祉法第 7 条に規定する保育所
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
- (3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
- (4) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「幼保連携型認定こども園」

(補助交付対象者)

第 4 条 この要綱における、補助の対象者（以下「対象者」という）は、前条に定める事業者から雇用された保育支援者のうち、次の各号のいずれかの業務に従事する者とする。

- (1) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃

- (2) 給食の配膳及びあとかたづけ
- (3) 寝具の用意及びあとかたづけ
- (4) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- (5) その他保育士の負担軽減に資する業務

(補助金の交付要件)

第5条 市長は、次の各号に定める要件の全てを満たす事業者に対し、対象者の配置に要する経費の一部を補助する。

- (1) 平成31年4月1日以後、新たに対象者を配置したこと。
- (2) 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する事業所は、札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。

(補助交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象経費は、補助対象事業に要する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費
- (2) 役務費、委託料その他市長が適当と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 交付する補助金は、1時間当たり450円を対象者の月の総勤務時間数に乗じた額とし、事業所1箇所当たり月額10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が必要と認める書類を添付して、毎年度、市長へ申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容について審査を行い、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、交付の可否及び交付額を決定し、補助金の交付申請を行った事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の概算交付)

第 10 条 市長は、前条により交付額を決定したときは、事業者の申出に基づき、概算交付するものとする。年度途中で事業所を開設した事業者への補助金の概算交付は、市長が別に定める。

(補助金の使途)

第 11 条 補助金の交付を受けた事業者は、対象者に係る、第 6 条に定める経費として、当該事業を実施しなければならない。

(事業実績報告)

第 12 条 補助金の交付を受けた事業者は、補助対象事業が終了したときは、札幌市保育支援者配置補助事業費補助金実績報告書（以下、「実績報告書」という。）をもって、必要書類を添付し、市長へ報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第 13 条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、事業者に通知する。

(補助金の精算)

第 14 条 市長は、事業者に対し、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、事業者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第 13 条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければ

ばならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 17 条 市長は、事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第 18 条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(様式)

第 19 条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第 20 条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は支援制度担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 30 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。